6．どんなときに手続きが必要なの？

共通事項：本人確認のできる書類（免許証など）とマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカードなど）をお持ちください。

	こんなとき	必要なもの	届出先
加入・喪失の届出	**20歳になったとき** 20歳になってから約２週間程度経過しても加入したことをお知らせする通知が届かない場合は届出が必要 （厚生年金加入者とその配偶者で扶養されている方は除く）	共通事項の書類のみ	国保年金課 各支所・出張所 電子申請
	60歳未満で会社を退職したとき ※扶養している配偶者がいる方は、配偶者の届も必要です。	・年金手帳（基礎年金番号通知書） ※本人及び扶養の配偶者 ・資格喪失証明書	国保年金課 市民課総合窓口 各支所・出張所 電子申請
	配偶者の扶養から外れたとき ※収入が増えた方や離婚した方	・年金手帳（基礎年金番号通知書） ・扶養から外れた日を証明できる書類	
免除	**保険料の納付が難しいとき** ※自営業、無職の方などは「免除制度」または「納付猶予制度（50歳未満の方） ※学生の方は「学生納付特例制度」	・年金手帳（基礎年金番号通知書） ・（失業・退職した方）雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど ・（学生の方）学生証の写しまたは在学証明書	国保年金課 各支所・出張所 電子申請
	妊娠・出産したとき ＊会社にお勤めの方は、勤務先へ相談してください。	・母子手帳 （出生届がされていれば不要）	
受給者の届出	**受取先を変えるとき**	・預貯金通帳	年金事務所
	受給している方が亡くなったとき	必要書類は日本年金機構東北福島年金事務所にお問い合わせください。	年金事務所 国保年金課

※詳しくはお問い合わせください。

※電子申請（マイナポータル）はこちら

7．納めるのが難しいときは？

所得が一定額以下の場合、保険料の納付が免除や猶予される制度があります。受給資格期間に含まれますので、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けとれなくなることを防ぐため、保険料を未納のままにせず申請してください。

対象者と審査方法	**保険料免除** 自営業・無職の方など	**納付猶予** 50歳未満の方	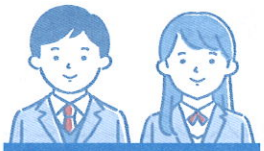 **学生納付特例** 対象校の学生	福島市
前年所得の審査対象者	本人・配偶者・世帯主	本人・配偶者	本人	**未納の場合**
年金受給資格期間	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に入ります。			受給資格期間に入りません。
老齢基礎年金額	免除額に応じて反映されます。	年金額に反映されません。		年金額に反映されません。
後から保険料を納める（追納）	10年以内なら納めることができます。（２年を過ぎると当時の保険料に一定額が加算されます。）			２年を過ぎると納めることができません。

8．どこに相談すればいいの？

●福島市役所国保年金課国民年金係（本庁舎１階）
〒960-8601　福島市五老内町３番１号　☎024－525－3738

●日本年金機構東北福島年金事務所
〒960-8567　福島市北五老内町３番30号　☎024－535－0141（音声案内）

●街角の年金相談センター福島（受給手続きの対面相談のみ）
〒960-8131　福島市北五老内町７番５号　イズム37　２階
予約専用電話
☎024－531－3838

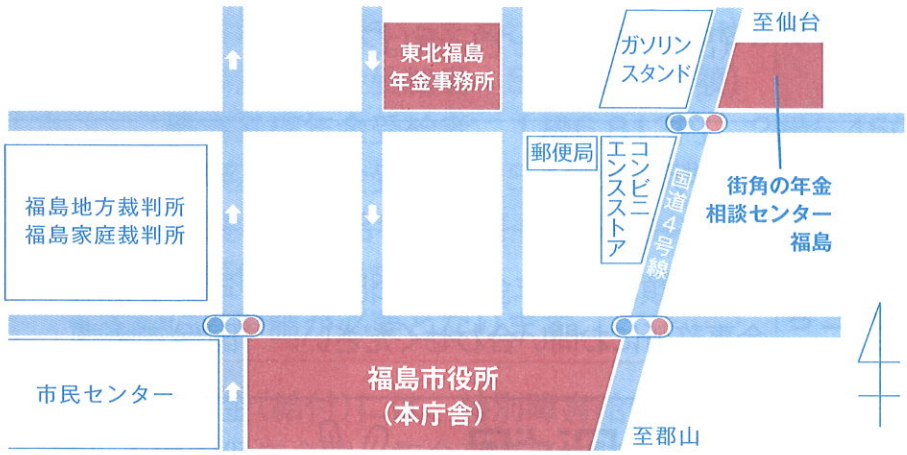

福島市観光PR
キャラクター
「ももりん」

ねんきんネット をご活用ください。
※「ねんきんネット」・・・これまでの年金記録や、将来受け取る年金の見込額などご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも確認できるサービスです。